



埼玉県のマスコット
コバトン

令和6年度

国の施策に対する提案・要望

(ポストコロナに向けた感染症対策及び物価高騰対策等に関する要望)

令和5年6月

埼玉県

目次

「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」の実現に向けた提案・要望 別冊 (ポストコロナに向けた感染症対策及び物価高騰対策等に関する要望)

1 医療体制の強化	
(1) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し	1
(2) 外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬の改善	3
(3) 安定的なワクチン接種体制の確保	4
(4) 新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備	6
(5) コロナ後遺症(罹患後症状)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等	7
(6) 新型コロナウイルス感染症対応のため整備した仮設病棟等の解体撤去に係る財政支援	8
(7) 医療機関等に対する物価高騰支援	9
2 福祉施設への支援	
(1) 児童養護施設や乳児院等への支援	10
(2) 保育所等への支援	11
(3) 放課後児童クラブへの支援	12
(4) 福祉施設における感染症対策への支援	13
(5) 高齢者施設への看護師労働者派遣の規制緩和	14
(6) 介護サービス事業者の安定運営確保の推進	15
3 社会経済活動の回復	
(1) 地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援	16
(2) 農林水産業者等への支援	17
(3) 経営継続補助金の継続	19
(4) 実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済猶予・支援措置の拡充	20
(5) 価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	21
(6) 雇用の流動性確保に向けた措置の実施	22
4 教育機会の保障	
(1) オンライン学習の通信費に係る財政支援	23
(2) ポストコロナにおける学校教育活動と感染症対策の両立への対応	24
(3) 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続	26
(4) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱い	27
(5) 物価高騰状況下における学校給食の適切な実施の確保	28
5 安心・安全な県民生活への支援	
(1) 住宅ローン返済猶予への支援	29
6 財政措置の拡充	
(1) 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に係る地方財政措置の拡充等	30

府省別提案・要望事項一覧

府省別

内閣府

外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬の改善	2
安定的なワクチン接種体制の確保	4
コロナ後遺症(罹患後症状)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等	7
新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に係る地方財政措置の拡充等	30

公正取引委員会

価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	21
--------------------------	----

金融庁

実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済猶予・支援措置の拡充	20
住宅ローン返済猶予への支援	29

こども家庭庁

児童養護施設や乳児院等への支援	10
保育所等への支援	11
放課後児童クラブへの支援	12

総務省

新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備	6
新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に係る地方財政措置の拡充等	30

文部科学省

オンライン学習の通信費に係る財政支援	23
ポストコロナにおける学校教育活動と感染症対策の両立への対応	24
特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続	26
新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱い	27
物価高騰状況下における学校給食の適切な実施の確保	28

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し	1
外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬の改善	3
安定的なワクチン接種体制の確保	4
新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備	6
コロナ後遺症(罹患後症状)の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等	7
新型コロナウイルス感染症対応のため整備した仮設病棟等の解体撤去に係る財政支援	8
医療機関等に対する物価高騰支援	9
福祉施設における感染症対策への支援	13

高齢者施設への看護師労働者派遣の規制緩和	14
介護サービス事業者の安定運営確保の推進	15
雇用の流動性確保に向けた措置の実施	22
ポストコロナにおける学校教育活動と感染症対策の両立への対応	24

農林水産省

農林水産業者等への支援	17
経営継続補助金の継続	19

経済産業省

農林水産業者等への支援	17
価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	21

中小企業庁

実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済猶予・支援措置の拡充	20
価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援	21

国土交通省

地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援	16
-------------------------	----

医療体制の強化

1 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し

要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 保健医療政策課

◆提案・要望

一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

- (1) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床数制度とすること。
- (2) 圏域を越えて、高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、特に配慮が必要な病床などの算定については、二次医療圏の考え方に捕らわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定され、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができず、圏域間での病床数の調整もできない。
- ・ 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国第46位と極めて少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- ・ そのため、急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時に、救急医療などの一般医療に影響が生じた。
- ・ 新興感染症の流行期に感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- ・ 広域的に高度で専門的な医療を提供する病床は、パンデミック発生時に特定の地域に病床を集約し、効率的な患者対応を可能にしたいところ、二次医療圏ごとに病床数を決定する現行制度では実現できない。
- ・ そこで、広域的に高度で専門的な医療を提供する病床整備については、二次医療圏の考え方に捕らわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数 ①	補正後 必要病床数 ②	既存病床数 ③	整備可能数 ②－③
南部	4,912	4,912	4,668	244
南西部	4,633	4,633	4,568	65
東部	8,749	8,749	7,930	819
さいたま	7,566	7,454	7,778	—
県央	3,323	3,319	3,272	47
川越比企	7,232	7,232	6,972	260
西部	7,951	7,951	7,623	328
利根	4,284	4,235	4,313	—
北部	2,802	3,091	3,563	—
秩父	546	543	753	—
合計	51,998	52,119	51,440	1,763

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画（一部変更後）、
既存病床数は令和3年3月末現在。

2 外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬の改善【新規】

要望先 : 内閣府、厚生労働省
県担当課 : 医療政策幹

◆提案・要望

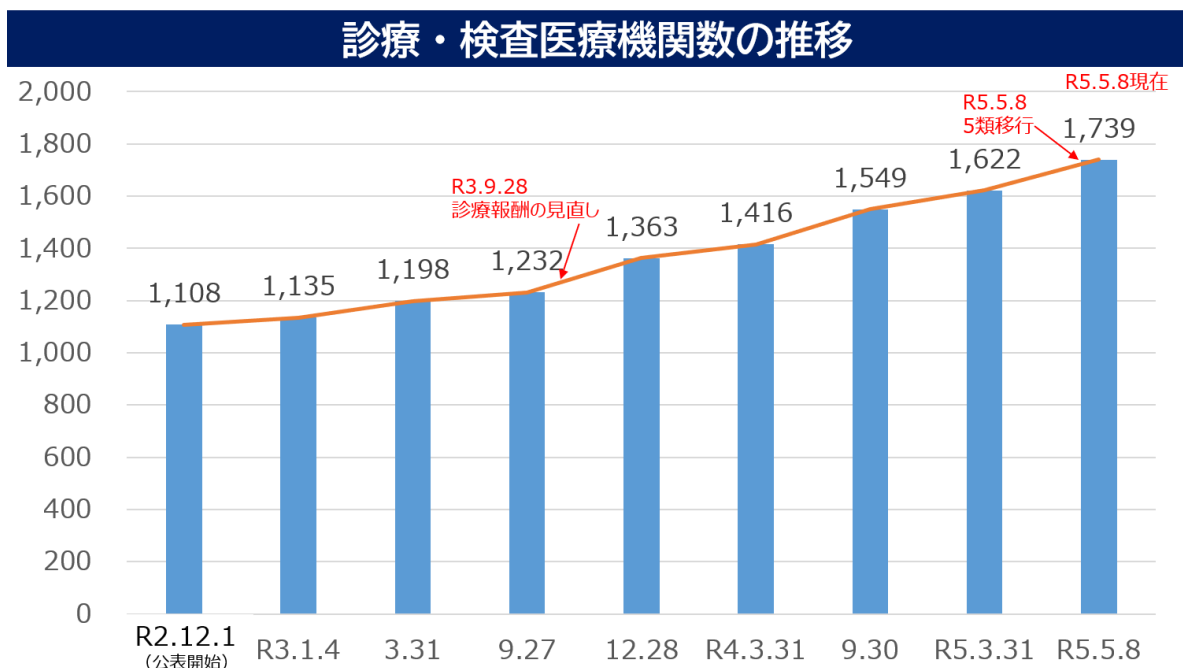
外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬については、発熱患者等に対応する医療機関の維持・拡大を促すため、必要な改善を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県では、発熱患者等への診療・検査を行う「外来対応医療機関」について、「診療・検査医療機関」の名称を引き続き使用したうえで、1,700を超える医療機関を指定している。
- ・ また、制度開始当初より、全国に先駆けて、指定した全ての医療機関を県のホームページで公表しており、円滑な外来受診に繋げるための環境整備に取り組んでいる。
- ・ 令和4年7月19日に、1日当たりの検査数が23,381件と過去最大となった際も、80.3%に当たる18,770件の検査を同医療機関が対応しており、本県において、発熱患者等に対する診療・検査体制の中核を担う存在となっている。
- ・ 国では、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後においても、これまで発熱患者等に対応してきた同医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進めるとしている。
- ・ また、設備整備等への支援や応招義務の整理、医療機関向け啓発資材の作成などに取り組むとしている。
- ・ しかし、発熱患者等に対応する医療機関の維持・拡大を促すためには、外来対応医療機関による診療・検査に係る診療報酬についても、必要な改善を行うことが不可欠である。

◆参考

○診療・検査医療機関数の推移



3 安定的なワクチン接種体制の確保【一部新規】

要望先 : 内閣府、厚生労働省
県担当課: ワクチン対策幹

◆提案・要望

<接種業務にかかる人材の確保>

当面、新型コロナウイルス感染症の流行が引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種が特例臨時接種として継続される場合において、必要な接種を県民に適切に実施するには、接種業務にかかる人材を確実に確保し安定的な接種体制を確立することが必要不可欠であることから次の2点について見直しを行うこと。

- (1) 小児に係るワクチン接種費用の単価見直し
小児接種を行う医療機関に対し、正当な対価を支払うことができるよう、負担金として小児ワクチン接種費用を増額すること。
- (2) 事務職等を含めたワクチン接種従事者の扶養認定の特例
医療職の接種業務に関する収入は、扶養認定に係る収入に算定しない特例的な取扱いがされているが、当該取扱いの対象に事務職等も含めること。

<ワクチン接種の効果等に係る広報の徹底>

- (3) ワクチン接種の必要性や有効性、安全性について、国民が納得して接種できるよう、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うこと。

<定期接種移行への措置>

- (4) 今後、定期接種に移行する場合において、自治体が十分な準備期間を確保できるよう、制度の枠組を早期に示すとともに、十分な財源の措置を行うこと。

<予防接種業務のデジタル化>

- (5) 予防接種法改正により、接種事務の負担軽減等の観点からマイナンバーカードを活用した予防接種対象者情報のデジタル化を導入することとしているが、早期の実現に向けて取り組むとともに、接種券発行のデジタル化や対象者情報に基礎疾患情報を加えるなど自治体事務の効率化及び対象者の利便性に資する設計とすること。

◆本県の現状・課題等

<接種業務にかかる人材の確保>

①小児に係るワクチン接種費用の単価見直し

- ・ 小児接種は手間と時間を要するため、これまで個別接種に協力いただいた医療機関に対し、多くの市町村でワクチン接種体制確保補助金を活用し、かかり増し費用の支援を行ってきたところである。
- ・ しかし、9月以降当該かかり増し費用が補助金から廃止されることとされており、小児接種体制の確保への影響が懸念される。
- ・ そのため、小児接種に対する正当な対価を負担金等により確実に担保することが必要である。

②事務職等を含めたワクチン接種従事者の扶養認定の特例

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に従事する医療職確保のため、医療職のワクチン接種業務による収入は、扶養認定に係る収入に算定しない特例的な取扱いがされているが、事務職の行う予約受付から接種済証の交付といった業務についてもワクチン接種に欠かせないものであり、同じワクチン接種に関わる職員について職種による格差を設けることは適当ではない。

<ワクチン接種の効果等に係る広報の徹底>

- ・ オミクロン株ワクチンの追加接種対象者のうち、10代～50代については、高齢者と比べて接種率が低い傾向にある。特に10代～40代については接種を済ませた方の接種率が50%を下回っている現状がある。
- ・ また、若年層ほど副反応が強く出る傾向にあることから、過去の接種経験から追加接種をためらう方や、SNS等での確かなエビデンスに基づかない不確かな情報により、ワクチン接種に忌避意識を持つ方々が一定数存在する。
- ・ 不安やためらいを感じる方々が安心して接種できるように、ワクチン接種の必要性や有効性、安全性について、国民が納得して接種できるよう、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うことが重要である。

<定期接種移行への措置>

- ・ これまでのコロナワクチン接種については、国の方針や予算措置が直前に示されることにより、自治体の組織体制の確保や予算措置に混乱を生じたことなどから、定期接種移行に当たっては早期に枠組みを示すとともに、自治体の厳しい財政状況を踏まえ十分な財源措置が必要である。

<予防接種のデジタル化>

- ・ 紙による接種券の発行は印刷・郵送・再発行など膨大な事務作業、時間、費用がかかり、速やかな接種開始のボトルネックとなっている。
- ・ また、基礎疾患については現状、自治体が保有する情報だけでは全て把握ができず、対象者から申請してもらうことで、接種券を発行している。
- ・ こうした課題を解決するためには、予防接種のデジタル化が不可欠である。

4 新たな感染症の発生に備えた保健所の体制整備

要望先 : 総務省、厚生労働省
県担当課 : 保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 新たな感染症の発生に備える観点から、感染拡大期を想定した保健師の増員に係る恒常的な財政措置を講じること。
- (2) 新たな感染症の発生に備える観点から、保健所政令市への移行に係る財政支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 今後も新たな感染症が発生する事態を想定した恒常的な人員体制の強化が必要であり、国は保健所において感染症対応業務に従事する保健師数を約 450 名（令和 4 年度時点の約 2,700 名から令和 5 年度に約 3,150 名）増員するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約 150 名増員するために必要な財政措置が講じられた。
- ・ 一方、国の方針に基づく都道府県の保健・医療提供体制確保計画においては、感染拡大時には平時の約 3 倍の体制が必要となっており、更なる増員のための地方財政措置が必要である。
- ・ また、国は保健サービスの一元的な実施の観点から、人口 20 万人以上の市に対し保健所政令市への移行の検討を求めている。
- ・ しかし、該当する市にとっては保健所の設置等に伴い見込まれる財政負担の大きさが検討を進める上での課題の一つとなっている。

◆参考

○本県の感染症対応における保健所機能強化の取組

項目	取組
保健師等の増員	・ 令和 3 年 4 月 1 日付け組織・定数改正で保健師を 38 人増員
	・ 会計年度任用職員の配置
応援人員の配置	・ 市町村保健師や専門資格を持つ大学教員等の応援派遣
	・ 自宅療養者等の健康観察に係る看護師の配置
	・ 事務職員の応援派遣
外部委託等の積極的活用	・ クラスタ対策専門チーム「COVMAT」の設置
	・ 専門相談窓口の設置（受診・相談センター、県民サポートセンター）
	・ 自宅療養者支援センターによる軽症者等の健康観察の実施
	・ 患者搬送に係る運搬業務やパルスオキシメーター発送業務等の外部委託
業務の効率化	・ HER-SYS の自動架電による健康状況確認、SMS の活用

5 コロナ後遺症（罹患後症状）の発生メカニズムの解明・治療薬の開発、経済的支援制度の創設等

要望先：内閣府、厚生労働省
県担当課：医療政策幹

◆提案・要望

- (1) 後遺症（罹患後症状）に悩む患者を救済するため、専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めること。
- (2) 医療提供体制の整備に係る経費について、継続的かつ安定的な支援を実施すること。
- (3) 重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、様々な後遺症が報告されている。
（後遺症の例）強い倦怠感、味覚・嗅覚障害、呼吸困難、抜け毛、うつ症状
- ・ 一方、これら後遺症に対する機序が解明されていないことから、後遺症外来を標榜する医療機関は少なく、後遺症に苦しむ方の治療機会を確保することが困難となっている。
- ・ このような状況を踏まえ、本県では県医師会と協力し、診療の指針となる症例集を作成するなど、医療機関への支援を通じて、対応医療機関の拡充に取り組んできたところである。
- ・ しかし、長期間に渡り後遺症に苦しみ、中には失業に至るなど生活に支障が生じるケースが見られることから、国においては、専門家による後遺症に関する分析・検証にとどまらず、継続的かつ安定的な医療提供体制の確保とともに、患者への経済的支援を早急に行う必要があると考える。

<コロナ後遺症（罹患後症状）に係る治療薬の開発、発生メカニズムの解明>

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者が国内で確認されてから3年間が経過し、罹患後症状への対応は、具体的な治療薬の開発などにステップアップすべき時期が来ている。

<医療体制の整備等>

- ・ 後遺症外来に対して診療報酬の加算措置を令和6年4月以降も継続するなど、医療体制の整備が必要である。また、地方自治体の先進的な取組について、国による財政支援を行うべきである。

<経済的支援制度の創設>

- ・ 重篤な症状により生活に支障が生じている患者も一定数存在することから、国として支援制度を整備する必要がある。

6 新型コロナウイルス感染症対応のため整備した仮設病棟等の解体撤去に係る財政支援【新規】

要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 医療政策幹

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症対応のために整備した応急仮設建築物による病棟等の解体撤去について、確実な財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県では、新型コロナウイルス感染症対応のためにプレハブなど応急仮設建築物による病棟等を整備した医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）を活用し、診療体制を整備するための費用について財政支援を行っている。
- ・ 一方、これらの応急仮設建築物の解体撤去には相当の期間を要することが見込まれている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応のために供した施設については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の期間内に解体撤去が完了しない場合であっても、当該撤去に要する費用については補助対象として認めるなど、柔軟かつ確実な財政支援を行っていただきたい。

7 医療機関等に対する物価高騰支援【新規】

要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 保健医療政策課

◆提案・要望

エネルギー及び原材料、資材価格の高騰により、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出ている。

全ての県民が必要なときに必要な医療サービスを受けられるためには、医療機関等の安定的な経営が確保される必要があることから、国は経営に必要な経費について、まずは緊急的措置として診療報酬での加算措置を講じると共に、状況に応じその加算内容を見直しつつ、定期改定時において物価高騰の影響が継続している場合においては診療報酬そのものの改定を行うなど、継続的かつ戦略的に全国一律の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 医療機関等については、物価高騰に伴って経営に影響が出ており、経営に必要な経費は、診療報酬等によって賄われているため、本県において、医療機関等における光熱費等の急激な上昇を緩和するための激変緩和措置として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した支援を実施したところ。
- ・ しかし、今般のような急激な物価高騰に対しては、医療機関等の安定的な経営が確保できるよう、緊急的措置として、まずは加算措置を講じること等、国が全国一律の対策を講じるべきものである。
- ・ また、状況に応じその加算内容を見直すことや、定期改定時において物価高騰の影響が継続している場合においては診療報酬そのものの改定が必要と考える。

■福祉施設への支援

8 児童養護施設や乳児院等への支援【一部新規】

要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 児童養護施設や乳児院などが講じる新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用については、国が十分な財政的支援を継続すること。
- (2) 児童養護施設や乳児院などの安定的運営を図るため、物価高騰分を措置費に確実に反映するなど、十分な対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新型コロナウイルス感染症については県内の児童養護施設や乳児院など、社会的養護が必要な子供が入所している施設においても感染者の拡大がみられており第6波では複数施設でクラスターが発生した。
- ・ 児童養護施設や乳児院などへの入所は措置であり、子供たちは生活場所を自由に変更することはできない。
- ・ クラスターが発生し、職員の大半が勤務困難な状況に陥ってしまうと、子供たちへの適切な処遇ができなくなってしまう。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策については、地方特有の問題ではなく全国的課題である。
- ・ 令和2年度においては、児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援における国の「児童虐待・DV対策等総合支援事業」の補助率は10分の10であったが、令和3年度の補助率は2分の1となっている。
- ・ この課題に対する対策費用については、地方が財政負担を負うことなく全額国庫負担で行う必要がある。
- ・ 原油価格・物価高騰について、令和4年度は光熱費や食材費の価格高騰に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、児童養護施設等への支援を行った。
- ・ 令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとなっているが、児童養護施設等の安定的な運営を図るため、物価高騰分を措置費に確実に反映するなど、十分な対策を講じる必要がある。

9 保育所等への支援【一部新規】

要望先 : こども家庭庁
県担当課 : 少子政策課

◆提案・要望

- (1) 保育所等の新型コロナウイルス感染症対策について、国の財政措置を拡充すること。
- (2) 保育所の安定的運営を図るため、物価高騰分を公定価格に確実に反映すること。
また、年度途中であっても、サービスの質の低下を招かないよう、速やかに運営費補填のための対策を講ずるとともに、認可外保育施設についても支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等において園児及び保育士等に感染が確認された場合、休園措置を講じるなど、保育サービスの継続的提供の確保が困難となる。
- ・ 令和4年度補正予算の新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業では、感染者等が発生した後に必要となった経費のみが補助対象となり、感染予防のための消毒薬やマスクの購入費は補助対象外となっている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業の負担割合は、国2分の1、市町村2分の1で、定員が60人以上の施設の場合、補助基準額が一律50万円となっている。
- ・ 市町村負担が困難で補助制度を活用できていない市町村がある。
- ・ 定員が60人以上の補助基準額が一律であるため、規模が大きい施設では補助金で必要な費用を賄うことができない場合がある。
- ・ 原油価格・物価高騰について、令和4年度は光熱費や食材費の価格高騰に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保育所等への支援を行った。
- ・ 令和5年度においては公定価格の改定があったものの、物価高騰分が十分に反映されたものとなっていない。
- ・ 令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとなっているが、保育所等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映する必要がある。

10 放課後児童クラブへの支援【一部新規】

要望先 : こども家庭庁
県担当課 : 少子政策課

◆提案・要望

- (1) 放課後児童クラブの新型コロナウイルス感染対策について、国の財政措置を拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応により負担が増加している放課後児童支援員等の処遇改善を図ること。
- (3) 放課後児童クラブの安定的運営を図るため、物価高騰分を補助基準額に確実に反映する若しくは別途補助を行う等、しっかりと対策を講ずること。
また、年度途中であっても放課後児童クラブの質の低下を招かないよう、速やかに対策を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 放課後児童クラブにおいて、児童及び放課後児童支援員等に感染が発生した場合、休所措置を講じるなど、サービスの継続的提供の確保が困難となる。
- ・ 事業継続支援事業、ICT化推進事業の子ども・子育て支援交付金の負担割合は、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1となっている。
- ・ ICT化推進事業の地方自治体負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定基礎とされていないため、地方自治体の大きな負担となっている。
- ・ 事業継続支援事業の地方自治体負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定基礎とされているものの、全額措置されないことも想定され、地方自治体の大きな負担となることが懸念される。
- ・ マスクや消毒液等及びかかり増し経費については、密が避けられない放課後児童クラブにとって、感染拡大防止対策として必要不可欠である。
- ・ 介護・障害分野に勤務する職員に対しては、1人当たり最大20万円の慰労金が支給されたが、放課後児童クラブで勤務する支援員等に対して同様の支給はない。
- ・ 陽性者が発生した場合等の臨時休業に伴う放課後児童クラブの午前中からの開所や、施設や備品の消毒の継続実施など、放課後児童支援員等の業務や負担が大幅に増大しており、人材の確保、定着は例年以上に重要で、他職種との給与格差を踏まえた処遇改善加算等の運営費の拡充は不可欠である。
- ・ 放課後児童支援員等については、令和4年2月より収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置が実施されたが、更なる処遇改善が必要である。
- ・ 原油価格・物価高騰について、令和4年度は光熱費の価格高騰に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、放課後児童クラブへの支援を行った。
- ・ 令和5年度においては補助基準額の改定があったものの、物価高騰分が十分に反映されたものとなっていない。
- ・ 令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとなっているが、放課後児童クラブの安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰を補助基準額に反映する必要がある。

11 福祉施設における感染症対策への支援【一部新規】

要望先 : 厚生労働省

県担当課: 高齢者福祉課、障害者支援課

◆提案・要望

- (1) 福祉施設における感染症対策として、通常の運営以上に必要となるかかり増し経費を補助すること。また、福祉施設で感染症対策のための医療提供体制を新たに確保する場合には、必要な費用を措置すること。
- (2) 福祉施設において必要な場合に速やかな検査が行えるよう、十分な数の抗原検査キットを配布するための、安定的、継続的な財政措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

<福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費の補助>

- ・ 高齢者施設や障害者施設において、感染症対策に必要な経費については、感染発生の有無に関わらず、かかり増し経費を補助する地域医療介護総合確保基金事業及び障害者総合支援事業費補助金を復活、継続していただきたい。また、高齢者施設でかかり増し経費として位置付けられている施設内療養費についても継続していただきたい。
- ・ 福祉施設での医療行為は配置医以外の保険医による診療報酬の請求が認められる部分もあるが、配置医や協力医療機関に加え、新たに感染症対策のための医師や医療機関を確保するなど、施設の医療提供体制強化に要する費用については介護報酬等で措置していただきたい。

<福祉施設への抗原検査キットの配布>

- ・ 施設入所者に対しては、早期対応のため、スタッフに対する検査をはじめ、一人でも陽性となった入所者がいた場合の拡大検査が実施できるよう、施設に対する検査費用の財政措置を講じていただきたい。

12 高齢者施設への看護師労働者派遣の規制緩和

要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 高齢者福祉課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置として、クラスターが発生し、療養体制に支障を来している介護老人保健施設等への看護師の労働者派遣を認めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者施設のうち、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設については、労働者派遣法により看護師の派遣が禁じられている。
- ・ これらの施設には、高齢かつ基礎疾患を有する入所者が多数おり、看護師が感染し、業務に従事できなくなると、入所者の健康管理に大きな支障が生じることから、看護師派遣を認める必要がある。

13 介護サービス事業者の安定運営確保の推進【新規】

要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 高齢者福祉課

◆提案・要望

介護サービス事業者が安定的な運営が確保できるよう、物価高騰など社会経済情勢を反映した介護報酬とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護サービス事業者は、長引くコロナ禍にあって、利用者の利用控えや物価高騰の影響により大変厳しい経営環境にある。
- ・ 介護サービスは、国が定めた介護報酬により運営されているが、介護報酬の改定は3年に1度となっており、機動的な見直しは行われていない。
- ・ 光熱費等の価格上昇分はコストを削減するだけでは対応できず、また、利用者へ負担を転嫁することも難しい。
- ・ 令和4年度は、高騰する光熱費や食材料費の激変の影響を緩和するため、介護サービス事業所に対して運営経費を補助した。
- ・ 物価全般にわたる高騰に伴う影響額については、本来、介護報酬で全国一律に措置されるべきである。

社会経済活動の回復

14 地域公共交通事業者の経営安定化に向けた経営支援

要望先 : 国土交通省
県担当課 : 交通政策課

◆提案・要望

バス・タクシー等の地域公共交通事業者に対して、事業の継続が可能となるよう、既存の補助制度の拡充や新制度の創設等、経営支援を行うこと。

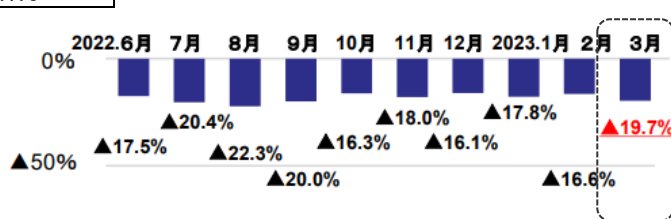
◆本県の現状・課題等

- ・ 路線バス・タクシー事業は、新型コロナウイルス感染症や、燃料価格を始めとする物価の高騰を受け、非常に厳しい環境に置かれている。
- ・ 国土交通省の調査によると、令和5年3月時点の路線バス利用者数は令和元年比で約19.7%減、タクシー利用者数は約24.8%減となっているほか、令和3年度のバス事業者の経常収支率は81.0%と厳しい状況が続いている。また、県内事業者についても、概ね同様の状況と聞いている。
- ・ バス・タクシー事業者はいわゆるエッセンシャルサービスとして、コロナ禍においても最低限の業務を継続し、社会の安定維持を支えてきた。しかしながら、厳しい経営環境がそのまま続くと、事業継続が困難になり、最悪の場合、倒産により突然公共交通が失われる恐れがある。そのため、ポストコロナ時代においても継続して事業を実施できるよう、各事業者を支援する必要がある。

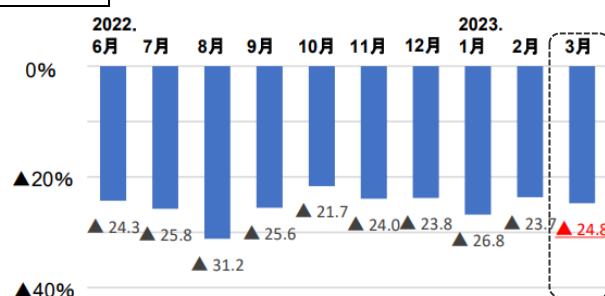
◆参考

○輸送人員（令和元年同月比）

路線バス



タクシー



【新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（国土交通省）】

○乗合バス事業者の経常収支率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収支率	95.1%	92.8%	73.2%	81.0%

【令和3年度 乗合バス事業の収支状況について（国土交通省）】

15 農林水産業者等への支援【一部新規】

要望先：農林水産省、経済産業省

県担当課：農業政策課、農村整備課、農業ビジネス支援課、
生産振興課、畜産安全課、農産物安全課

◆提案・要望

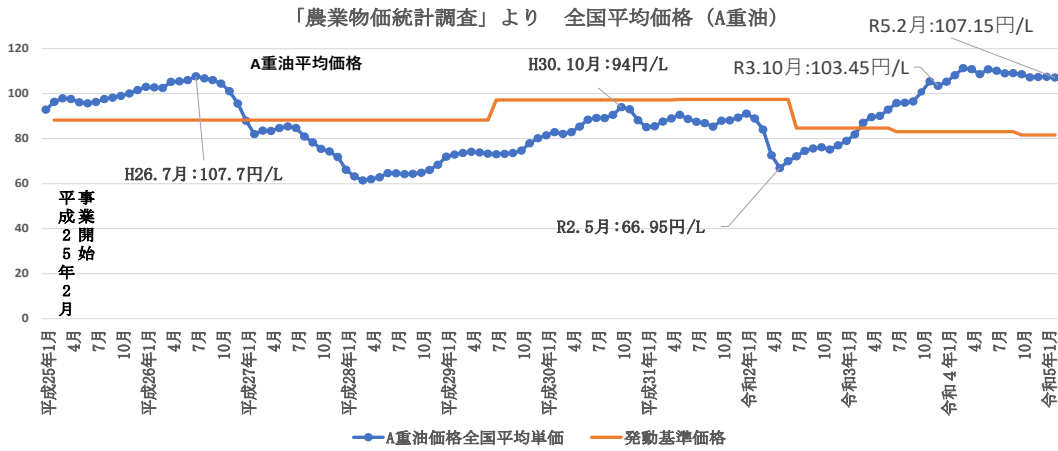
- (1) エネルギー価格・物価高騰が長期化する中で、生産者等が安心して経営・活動を継続できるよう高騰分を措置する緊急的な支援制度の充実やセーフティネットの構築等を図ること。
- (2) また、省エネルギー機器や資材等の導入支援や地域資源の活用促進などエネルギー価格・物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換に向けた支援を継続・充実すること。

◆本県の現状・課題等

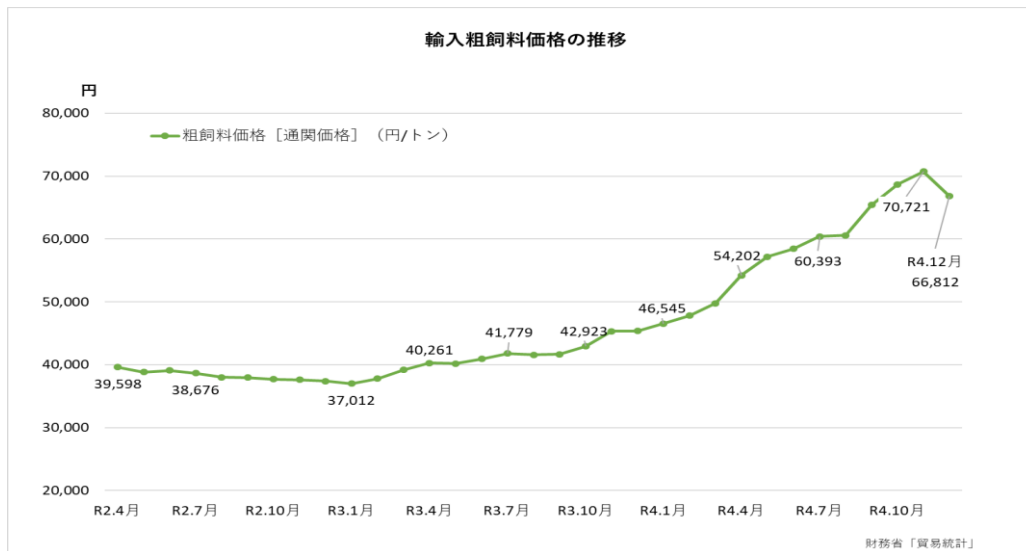
- ・ 電気料金や燃油・輸入粗飼料・肥料等の価格高騰が農業経営を圧迫している。
- ・ 農業水利施設に対して、国は「農業水利施設の省エネルギー化推進対策」による支援を行っているが、農事用電力料金は依然として高値のままであり、この状況が継続すると、農業水利施設を管理する土地改良区の健全な活動継続に支障が生じる恐れがある。
- ・ さらに土地改良区の運営費用は主に水稲作の農業者からの負担であり、直ちに価格転嫁を行うことが困難であることから、土地改良区の健全な活動継続に対する支援を充実する必要がある。
- ・ 高圧電力などを利用する地方卸売市場に対して、国は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による支援を行っているが、現在の支援では高騰分が解消されていないことから、当該事業の拡充など全国一律の制度による更なる支援が必要である。
- ・ また、施設園芸農家に対しても、国は同様の支援を行っているが、特に周年で温度・環境のコントロールが必要な花き栽培において電気料金の高騰が経営の圧迫につながっており、更なる支援が必要である。
- ・ 施設園芸の燃油高騰対策として、国は「施設園芸セーフティネット構築事業」による支援を行っているが、本県における加入者は近年増加しており、国による事業継続と十分な予算の確保が必要である。
- ・ 輸入粗飼料の価格高騰に対して、国は影響を緩和する価格安定制度を準備しておらず、粗飼料自給率が低い本県では、粗飼料を多給する酪農や肉用牛経営の収益が悪化していることから、輸入粗飼料の価格安定制度の設立が必要である。
- ・ 肥料価格の高騰対策として、国は令和4年度から「肥料価格高騰対策事業」を実施しているが、本県の加入者は4,380人（令和4年秋肥分）となっており、令和5年春肥分では更に多くの農業者の申請・加入が見込まれることから、国による事業継続と十分な予算の確保が必要である。
- ・ 昨今のエネルギー価格・物価高騰を背景に、エネルギー価格・物価高騰の影響を受けにくい経営体質への転換の重要性が高まっていることから、転換に向けた支援を継続・充実する必要がある。

◆参考

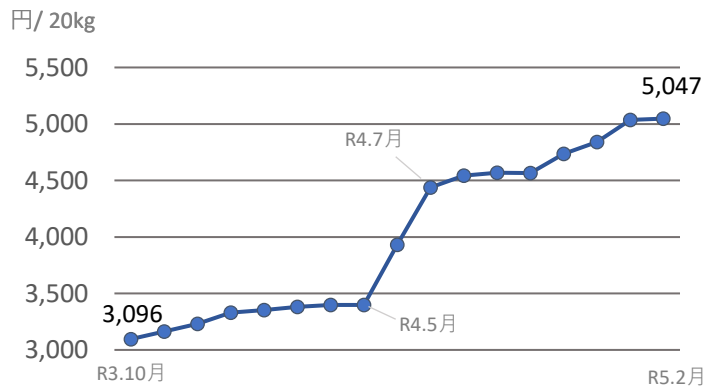
○農作物価統計調査によるA重油の全国平均価格



○粗飼料価格の推移



○高度化成肥料の全国平均価格の推移



16 経営継続補助金の継続

要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農業支援課

◆提案・要望

地域を支える農業者の経営の維持を図るために、経営継続補助金を改めて措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 経営継続補助金の申請者は、「支援機関」の計画策定支援及び実行支援を受け、申請窓口である全国農業会議所に申請する。
- ・ 県内の「支援機関」は、15のJAのほか、一般社団法人埼玉県畜産会、埼玉県農業経営相談所等23機関が位置付けられ、申請者の実行・伴走支援を行った。
- ・ 県内では、支援機関の支援により1,954件が採択された。
- ・ 本補助金は、接触機会を減らすための生産・販売方式の転換に要する経費（省力機械の導入など）に充てることができ、県内農業者からの要望は多い。
- ・ 本補助金は2次募集で終了したが、農業者の経営の維持を図るためにも本補助金の継続的な措置が望まれている。

◆参考

○1次募集

申請期間 令和2年6月29日～7月29日
採択件数 埼玉県 1,085件（全国68,292件）

○2次募集

申請期間 令和2年10月19日～11月19日
採択件数 埼玉県 869件（全国56,296件）

17 実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済猶予・支援措置の拡充

要望先：金融庁、中小企業庁
県担当課：金融課

◆提案・要望

- (1) 令和2年度に導入した実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）に係る返済猶予等の条件変更柔軟に応じるよう金融機関に引き続き要請すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に加え、エネルギー・原材料価格高騰の影響が長期化しており、経営改善に向けた支援が必要な事業者も多いことから、令和6年3月末までとなっている伴走支援型特別保証制度の取扱期間を延長すること。

◆本県の現状・課題等

- 令和4年度の埼玉県下倒産企業数は、前年度より40件増加の297件^{※1}となり、2年ぶりに増加に転じた。
- コロナ関連倒産は前年度比約1.5倍の94件^{※2}に上り、新型コロナウイルスの影響は長期化している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー・原材料価格高騰や人手不足によるコストアップなどの影響により、県内中小企業者を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症に対応した融資の利用により、増大した借入金の返済計画を見直さなければならない事業者も多くなっている。
- このため、事業者から返済猶予等の条件変更や借換等の申し出が多くなることが見込まれ、金融機関への働き掛けにより、事業者の借入金返済に係る負担軽減を図る必要がある。
- また、コロナ後に向けた事業継続を支援するため、事業者の経営改善等を進めていくことが必要であり、金融機関による継続的な伴走支援を要件とする伴走支援型特別保証制度の延長が求められる。

※1、2 株式会社東京商工リサーチ「TSR情報 埼玉版」2023.4.10(月) No.2740

◆参考

○新型コロナウイルス感染症に対応した融資の実行状況

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
件数	融資実行額	件数	融資実行額	件数	融資実行額
55,976件	9,469億円	3,927件	754億円	1,618件	303億円

※令和2、3年度は埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金

※令和4年度は伴走支援型経営改善資金

18 価格転嫁の円滑化に向けた国による実効性のある支援

要望先 : 公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁
県担当課 : 産業労働政策課

◆提案・要望

エネルギーコストや原材料価格の高騰が企業の収益を圧迫している現状を踏まえ、中小企業がコストの上昇分を円滑に価格転嫁できるよう、実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ エネルギー・原材料価格の高騰が長期化し、県内中小企業は厳しい経営環境に置かれている。
- ・ 本県では、令和4年9月に全国初となる「価格転嫁の円滑化に関する協定」を産・官・金・労の12団体で締結し、パートナーシップ構築宣言の登録や実効性確保について県内企業に対して電話や訪問で直接働き掛けるとともに、価格交渉の際に根拠資料として活用できる「価格交渉支援ツール」を提供するなど、オール埼玉で円滑な価格転嫁に向けた取組を進めている。
- ・ また、「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」に国と県を中心とした部会を設置し、価格転嫁の円滑化に向けた取組について検討を行い、宣言企業への県制度融資における優遇措置を設けるとともに、国と県の支援施策を取りまとめたパンフレットを県内企業経営者に宛てて直接郵送するなどによって広く周知を図ってきた。
- ・ こうした取組により、本県の宣言企業数は急速に拡大するなど、一定の成果を上げている。
- ・ しかしながら、価格転嫁は一朝一夕には解決困難な構造的課題であり、本県が令和5年3月にまとめた県内企業へのアンケート調査結果においても、十分に価格交渉ができていない企業は全体の半数に満たず、取引停止等への懸念から自社だけの価格交渉に不安を感じる事業者が多くみられている。
- ・ 国におかれては、引き続き、地方としっかり連携いただき、好事例を横展開するとともに、社会全体、業界全体での価格転嫁の気運を醸成する取組を強化するようお願いしたい。
- ・ また、価格転嫁対策の実効性を高めるためには、相談や啓発などの支援だけでなく、問題となる事案を把握し、立入調査や勧告を行うなど、下請取引の監督についても強化していく必要がある。
- ・ 下請取引の監督は、公正取引委員会や中小企業庁の権限に属するものであり、これら国の省庁が引き続き、積極的に実施するようお願いしたい。
- ・ 今後も円滑な価格転嫁に向けた実効性のある取組を迅速かつ効果的に実施するよう求める。

19 雇用の流動性確保に向けた措置の実施

要望先 : 厚生労働省

県担当課 : 雇用労働課、人材活躍支援課、
多様な働き方推進課、産業人材育成課

◆提案・要望

人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、雇用の流動性を円滑にするための措置を実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、多くの企業が雇用調整助成金を活用し雇用維持を図ってきたため、完全失業率が抑制されてきた一方、雇用調整助成金の特例措置により雇用の流動性が妨げられてきたという指摘もある。
- ・ 例えば、令和5年3月の介護関連の職業についての有効求人倍率が約3.9倍であるなど、人手不足分野では、十分に人材が確保されていない状況が続いている。
- ・ また、企業はDX、カーボンニュートラルなどへの対応が求められており、それを支える人材の確保が大きな課題となっている。
- ・ 本県では、これまでにコロナ禍による失業者などを対象とした就職支援や求職者のリスクリング等に取り組んでいるが、今後、経済活動の回復・活性化により、人手不足分野、成長産業分野における人材確保が、一層、困難になることが見込まれる。
- ・ ついては、人手不足分野や成長産業分野での人材活用が促進されるよう、雇用の流動性を円滑にするための措置を実施すること。

◆参考

○主な人材不足業種の有効求人倍率（令和5年3月：埼玉労働局資料 抜粋）

職業	有効求人倍率
土木の職業	6.08倍
建設の職業	5.95倍
保安の職業	5.57倍
介護関連の職業	3.92倍

○DXに取り組む上での課題

（令和4年3月：埼玉県内中小企業のデジタル化の実態及び支援ニーズ調査（埼玉県） 抜粋）

アンケートによる回答割合 対象：県内企業 200社

	DXに既に取り組む企業	取り組んでいない企業
「デジタル人材を確保できている」	51.2%	20.4%

■教育機会の保障

20 オンライン学習の通信費に係る財政支援

要望先 : 文部科学省

県担当課 : 学事課、ICT教育推進課

◆提案・要望

児童生徒が自宅でオンライン学習をする際の通信費については、財政支援が一部の家庭に限られているため、国の責任において児童生徒全員を対象とした財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ G I G Aスクール構想の実現に向けて整備した端末を最大限活用するためには、機材調達に加えて、持ち帰りでの活用が可能となるよう家庭における I C T環境を整えることが必要である。
- ・ また、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習保障の観点からも、家庭における I C T環境の整備が不可欠である。
- ・ 通信機器の整備支援が国によりなされているものの、通信費についての財政支援は生活保護世帯等に限られており、通信費の家庭負担の増大が課題である。

21 ポストコロナにおける学校教育活動と感染症対策の両立への対応【新規】

要望先 : 文部科学省、厚生労働省
県担当課 : 学事課、保健体育課

◆提案・要望

- (1) 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の長期化やこれまでの感染症の対策として講じてきた臨時休業、マスクの着用等による児童生徒の心身への影響を分析し、児童生徒に対する今後の教育活動等の対応方針を示すこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類移行後においても、新たな変異株による感染拡大の可能性がある。感染拡大時において、学校における教育活動を継続しつつ感染拡大を防止するため、国は変異株の特性、若年層への健康影響等の知見を収集し情報提供するとともに、臨時休業の目安、児童生徒の出席停止の考え方や学校教育活動に対する制限等について、エビデンスに基づき必要な対応方針を速やかに示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 臨時休業やマスクの着用などにより、児童生徒の体力の低下やマスクが不要な場面でも外せないこと、感染症へ不安感を抱くなど心身の影響が懸念されており、これら児童生徒への適切な教育活動を実施するには、専門家の知見を踏まえた国の対応方針等が必要である。
- ・ 本県においては、学校における感染防止対策と学びの継続を図るため、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを策定している。
- ・ オミクロン株は、より感染力の強い変異株に置き換わりながら感染が拡大してきたが、米国などで流行する変異株（XBB. 1.5）が県内でも確認されるなど感染再拡大も懸念される。
- ・ 今後も新たな変異株の発生等の懸念もある中、新たな変異株の発生時は、その特性等を十分に踏まえ、学校における教育活動を継続と感染拡大防止の両立を図る必要があり、そのためにはエビデンスに基づいた国の方針等がしっかりと示される必要がある。
- ・ また、新型インフルエンザ等感染症（2類相当）として指定されていた際には、一斉休校等の臨時休業や学校行事・学習活動の制限等により、学校教育活動に極めて大きな影響を与えたことから、制限等については限定的とすべきであり、制限等を課す場合は、保護者等に対してその根拠を示し、理解を得る必要がある。

◆参考

○公立学校の臨時休業数（さいたま市を除く。）

	令和2年度 (一斉休校※を除く。)			令和3年度			令和4年度		
	学校閉鎖	学年閉鎖	学級閉鎖	学校閉鎖	学年閉鎖	学級閉鎖	学校閉鎖	学年閉鎖	学級閉鎖
小学校	62件	29件	61件	72件	348件	3,010件	31件	381件	2,792件
中学校	49件	18件	33件	25件	114件	765件	14件	143件	1,083件
高等学校	12件	8件	13件	2件	69件	460件	6件	82件	1,263件
特別支援学校	3件	3件	1件	3件	55件	277件	1件	22件	213件

※令和2年3月2日～5月31日

22 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続

要望先 : 文部科学省
県担当課 : 特別支援教育課

◆提案・要望

スクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、運行台数の増便等を行うための財政措置を、令和6年度以降も継続的に行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、特に知的障害特別支援学校においてはスクールバスの乗車率が高い現状にある（令和4年5月1日現在 知的障害特別支援学校平均乗車率70.3%）。
- ・ 障害の特性上、窓を開けての換気や全児童生徒のマスク着用が困難なことから、乗車率が一定以上^{※1}のバスについては、増便することで乗車率を低減させ、「3つの密」を回避している。
- ・ 令和2年度以降、増便の対象となるスクールバスに係る費用に多額の予算^{※2}が必要な状況が続いている。
- ・ 感染リスクの低減を図り、児童生徒が安心して通学できる環境を整えるため、「学校保健特別対策事業費補助金」による継続した財政措置が求められる。

◆参考

※1 本県においては、車内通路側席の児童生徒同士の密接を避け、列ごとに交互に空席を設けるために、乗車率が82%以上のバスについては増便を実施している。

※2 ・ 令和2年度増便のための補助事業に要した経費：296,802千円（34台分/実績）

・ 令和3年度増便のための補助事業に要した経費：231,684千円（24台分/実績）

・ 令和4年度増便のための補助事業に要する経費：213,799千円（23台分/実績）

・ 令和5年度増便のための補助事業に要する経費：129,442千円（13台分/予定）

23 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を目的としたオンライン学習を行った際の出席の扱い

要望先 : 文部科学省

県担当課 : 高校教育指導課、義務教育指導課

◆提案・要望

臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、自宅等でオンライン学習に参加した際の出欠の取扱いについては、病気療養中の児童生徒に対する同時双方向型の遠隔授業と同様に、特例として出席の扱いとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和2年から新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の小・中・高等学校においては、臨時休業や分散登校等が実施される中で、児童生徒の学びを保障するため、動画配信や双方向のオンライン学習など様々な取組が行われた。
- ・ 文部科学省の通知によれば、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒が、オンラインによる学習に参加した場合は、校長の判断により「出席停止・忌引等の日数」として記録するとともに、その学習状況を指導要録の「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」として記載することとされている。
- ・ 一方で、オンラインで学習した児童生徒の保護者からは、感染症の拡大を防ぐ手段としてオンラインによる学習を行っており、登校している児童生徒と同様に授業を受けているにもかかわらず、出席停止となることについて、戸惑いや不満の声があがっていた。
- ・ また、病気療養中の児童生徒に対しては、同時双方向型の遠隔授業の特例として、条件が緩和され、出席が認められている。
- ・ 国においては、今後新興感染症や新型コロナウイルス感染症の再拡大などに対応するため、学校が実施するオンライン学習に参加した児童生徒については、病気療養中の児童生徒と同様に、特例として出席の扱いとしていただきたい。

24 物価高騰状況下における学校給食の適切な実施の確保【新規】

要望先：文部科学省

県担当課：学事課、保健体育課

◆提案・要望

物価高騰が長期間に渡る場合、学校給食に係る保護者等の負担増を回避できるよう、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされている。
- ・ 学校給食費の補助や無償化については、学校の設置者が法の趣旨を踏まえ自主的に判断をするものである。
- ・ 物価高騰に伴い学校給食食材の価格が上昇する中、保護者の負担軽減のため、令和4年度及び令和5年度は一時的な措置として「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとされた。
- ・ しかし、この物価高騰が長期間に渡る場合には、こうした一時的な措置ではなく、国全体として保護者負担への考え方を抜本的に整理した上で、対策を講じる必要がある。
- ・ 今後の物価動向が依然不透明である中、学校給食に係る保護者等の負担増を回避するためには国が具体的な施策等を示す必要があるが、依然示されていない。

■安心・安全な県民生活への支援

25 住宅ローン返済猶予への支援

要望先 : 金融庁
県担当課 : 住宅課

◆提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響下において、今後も住宅ローンの利用者から返済猶予など条件変更に係る相談等が金融機関に寄せられることが見込まれるため、金融機関において個人のニーズを踏まえた返済猶予等の条件変更が迅速かつ柔軟に実施されるよう金融機関に強く要請すること。

◆本県の現状・課題等

- 金融機関における貸付条件の変更等の申込みが127,000件を超えている。そのうち、変更に応じられないケース（謝絶）や取下げに至ってしまったケースが約10%となっている。

◆参考

○貸付条件の変更等の状況について（令和2年3月10日から令和4年12月末までの実績）

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	25,657	22,252	857	616	1,932	96.3%
地域銀行(100)	52,043	44,980	1,344	895	4,824	97.1%
その他の銀行(76)	1,885	1,464	86	32	303	94.5%
信用金庫(255)	30,437	28,415	270	458	1,294	99.1%
信用組合(146)	5,547	5,326	40	38	143	99.3%
労働金庫(14)	6,721	5,912	292	77	440	95.3%
信農連・信漁連(43)	77	72	1	0	4	98.6%
農協・漁協(628)	5,252	4,939	20	46	247	99.6%
合計(1,271)	127,619	113,360	2,910	2,162	9,187	97.5%

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年12月末までの実績を記載。
- 左端の欄中の括弧内は、令和4年12月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

<金融庁のホームページから抜粋>

■財政措置の拡充

26 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に係る地方財政措置の拡充等【一部新規】

要望先 : 内閣府、総務省
県担当課 : 財政課、市町村課

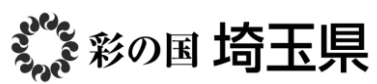
◆提案・要望

- (1) 感染症対策において、国が一定の医療提供体制の確保等を求める場合は、国の責任において所要の財源を確保し、地方負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 物価高騰対策について、県及び市町村が地域の実情に応じて十分な対策を講じることができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を機動的に行い、地方が必要とする財源を確保すること。この際、国において統一的对策を講ずべきものと、地方において対応すべきものを仕分けるなど、国・地方の役割分担を整理し示すこと。
- (3) 交付金の配分に当たっては、自治体間における支援内容の格差が生じないよう、地方自治体の財政力による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要を適切に反映すること。
- (4) 法定負担の国庫補助事業の地方負担分についても、直接充当できるよう制度の見直しを行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）の地方単独事業分を活用し、令和5年度においても新型コロナウイルス感染症の入院患者への対応等に従事する看護職員への手当、感染症の入院患者を受け入れる医療機関への協力金などの医療提供体制の強化などとして約54億円を予算計上している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いについては、令和5年5月8日から5類相当に変更された。
- ・ しかし、季節性インフルエンザと同程度である5類としながらも、一定の公的関与は残っており、引き続き変更前における新型コロナウイルス感染症の枠組と同様、国の責任において必要な財源を確保していくことが必要である。
- ・ また、今後、類似の新興感染症が発生した場合においても、国が一定の医療提供体制の確保等を求める場合にあっては、今般の新型コロナウイルス感染症における取扱いと同様に、国の責任において所要の財源確保を求めるものである。
- ・ 物価高騰対策については、令和4年度において臨時交付金を活用し、福祉施設等における光熱費等の激変緩和として約22億円、トラック運送事業者における燃料価格の激変緩和として約35億円、地域公共交通事業者における燃料費高騰の影響分補助として約5億円などの支援を機動的に講じてきた。

- ・ 臨時交付金については、財政制度等審議会において縮減・廃止の必要があると指摘されたところ、物価高騰の影響の長期化を鑑み、令和5年3月28日付で令和4年度予備費を活用し物価高騰対策として臨時交付金が増額されたことは評価できる。
- ・ これを受け本県では、迅速に物価高騰による影響を受ける事業者等に対する支援を行うため、福祉施設、医療施設等に対する光熱費等の支援として約70億円、LPガス料金の一般消費者等に対する支援として約41億円など、総額約181億円の臨時交付金を活用した補正予算を編成したところである。
- ・ 令和5年度地方財政計画において、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設における光熱費高騰への対応として、一般行政経費（単独）が700億円増額された。
- ・ 包括算定経費において措置することとされているが、上記公共施設の設置に当たっては、人口のみならず地理的条件も加味して決定されることも考えられることから、包括算定経費として一括での算定では十分な財政措置とならないことも想定される。
- ・ 物価高騰の長期化が懸念される中、適切な価格転嫁など強い経済体質への移行も目指すところではあるが、物価高騰の状況を注視し、必要に応じ、躊躇なく臨時交付金の増額をはじめとした迅速かつ確実な財政措置を求めるものである。
- ・ なお、福祉施設、医療施設では報酬等が公的に定められているため、物価高騰に対応して価格転嫁をすることが難しく、これは全国一律の課題であることから、本来は、報酬等の機動的な見直しで対応すべきものである。
- ・ 今後、財政措置を行う場合には、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、国・地方の役割分担を整理し示したうえで、地方がその実情に応じて適切な対策を講じることができるよう支援を行うこと。
- ・ 併せて、臨時交付金の配分に当たっては、自治体間における支援内容に格差が生じないよう、財政力による補正を行うことなく、地域の実情に応じた財政需要を適切に反映することを求めるものである。
- ・ 臨時交付金において、感染症法等に基づく行政検査の費用の地方負担分については、配分の算定対象となっているものの、直接充当することはできず、長期的な検査体制の維持が困難となる場合も想定されるなどの課題があった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の5類への位置付け変更に伴い、行政検査の取扱いについて、発熱等の患者に対する検査は対象となくなかった。しかし、医療機関等において集中的検査を実施した場合には、引き続き行政検査として取り扱うこととなっており上記の課題が全て解消したわけではないことから対応を求めるものである。
- ・ また、県内市町村においても、令和4年度に約528億円の交付決定を受けて事業を実施してきた。今後も、感染拡大防止対策や地域経済対策など地域の実情に応じた事業を適切に実施できるよう、迅速かつ確実な財政措置を求めるものである。



企画財政部企画総務課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-824-2124



この印刷物は再生紙と環境にやさしい植物油インキを使用しています